

ジョン・アダムズとアダム・スミス

阿部 齊

1

ジョン・アダムズは、アメリカ独立革命の指導者の一人であり、アメリカ建国後には、初代大統領ジョージ・ワシントンのもとで初代副大統領をつとめ、次いで第二代大統領をつとめた。独立前後のアメリカを代表する政治家である。アダムズは政治家として行動の人であったが、同時に著述家として思索の人でもあった。彼の『アメリカ諸邦憲法擁護論』は、当時のアメリカを代表する政治的著作の一つに数えられてよいであろう。⁽¹⁾

このアダムズがワシントン大統領のもとで副大統領をつとめていたときに、『ダヴィラ論』と呼ぶ書物が刊行されている。⁽²⁾これは、彼が副大統領に就任した一七八九年から『合衆国ガゼット』誌に書簡の形で発表された一連の論稿を

後にまとめて一冊の書物としたものである。『ダヴィラ論』なる題名は、この論稿の多くの部分がイタリヤの著述家 エンリコ・カテリーノ・ダヴィラの『フランス内乱史』の引用紹介にあてられていることに由来する。ダヴィラの引用紹介自体は、今日必ずしもわれわれの興味をそそるものではないが、その引用に先だってアダムズ自身による相当に長い考察が展開されており、この部分には多くの精彩に富んだ議論が含まれているといつてよい。

しかし、こうしたわれわれの興味をひく議論がアダムズの独創にかかるものかという点、必ずしもそうはいえないことは、すでにジョン・アダムズの著作集の編者チャールズ・フランシス・アダムズによって一九世紀半ばに指摘されていた。⁽³⁾ すなわち、チャールズ・アダムズによれば、『ダヴィラ論』の記述のなかで最も精彩に富む部分は、実はアダム・スミスの『道徳感情論』の第一部第三篇第二章「野心の起源ならびに身分の区別について」の焼き直しに過ぎないというのである。

『道徳感情論』と『ダヴィラ論』とがどのように類似しているかについては、後の章で詳しく論ずるつもりであるが、相互の類似性にもかかわらず、スミスとアダムズの到達する結論はまったく異なっている。あるいは、アダムズはスミスの議論をかなり忠実に引用しながら、結論においては、スミスと相当に異なっているといつてもよい。なぜ、こうした差異が生じたのか。それが本稿の主題である。

こうした主題に入る前に、ジョン・アダムズの人と思想について、その概略を紹介しておきたい。⁽⁴⁾ アダムズは一七三五年一〇月一九日、ブレイントリーに生まれた。ハーヴァード大学では神学を学んだが、卒業後は神学への興味を失い、教師をつとめるかたわら、法律を学んで、やがて弁護士となった。印紙税法に反対して執筆した『教会法と封建法について』(一七六五)が、人々の注目を集め、それを契機としてアダムズは革命派のリーダーに推されていく

のである⁽⁵⁾。一七七四年には、ジョン・アダムズは従兄のサミュエル・アダムズとともに第一回大陸会議に派遣され、一七七六年には独立宣言起草委員の一人として独立宣言に署名した。一七七八年からは大陸会議によりフランスに使節として派遣され、その後一〇年間は新生アメリカの外交官としてヨーロッパに滞在した。彼の役割は、最初はヨーロッパ諸国の援助を求めることであり、次いで講和全権委員、最後は駐英公使であった。一七八八年に帰国した後、翌八九年の選挙で副大統領に選出され、さらに九六年には大統領に選出されることになる。この後、一八〇〇年の選挙では、トーマス・ジェファソンに敗れ、以後一八二六年の独立記念日にその生涯を終えるまで、故郷のクインジーに隠棲した。

このようにアダムズは、少なくとも一八〇〇年までは政治家として公務に多忙な日々を過したが、その間著述にも少なからぬ時間をさいている。独立革命の初期には、「ノヴァングラス」というペンネームで、『ガゼット』紙に多数の論稿を寄せていたし、一七八六年から八七年にかけては、全三巻から成る大著『アメリカ諸邦憲法擁護論』(以下『擁護論』と略称する)を著わした。この書物は、一七七八年にフランス・リベラル派の一人チュルゴーがイギリスの著名なリベラリストであるプライスに送った手紙のなかで、アメリカ諸邦の憲法がイギリス憲法にならって権威の拡散と権力の分立を強調していることを非難したのに対して、アメリカ諸邦の憲法を擁護したものである。これはアダムズの主著ともいえるべきものであるが、そのほかにも、『政府論』や『ダヴィラ論』など多くの著作が残されている。また、日記や書簡も非常に多く遺されているが、それらは政治的英知の源泉として多くの人々にひもとかれてきたといつてよい。

では、こうした著作からうかがわれるアダムズの思想的立場とはいかなるものであったろうか。⁽⁶⁾一言でいえば、独

立革命後のありうべき混乱のなかで秩序と安定を確保しようとする立場であったといえよう。秩序と安定を可能にするものは、政治の制度化である。そして、政治の制度化の成否を決定する要因の一つは、新憲法の制定である。アダムズの『政府論』が新たに制定されるべき憲法のためのガイドラインを提案したものであり、『擁護論』がフランスの知識人の批判に対して、各邦憲法を擁護したものであったことは、彼が憲法論に大きな関心を払っていたことを示すといつてよい。その意味で、アダムズは立憲主義者であった。立憲主義がその本性上保守主義であるとすれば、アダムズは保守主義者であったということもできるであろう。

実際、今日のアメリカにおけるアダムズへの関心には、この保守主義者としてのアダムズへの関心が大きな部分を占めている。たとえば、クリントン・ロシターは『アメリカの保守主義』のなかで、アダムズを「アメリカ保守主義者の第一級の人物」と呼び、「その生涯は秩序ある自由の試練と栄光とに対する勇敢な誓約であった」としている。⁽⁶⁾ところで、保守主義とは、文字通りに解すれば、何かを保守しようとする立場である。この場合、保守すべき何か、何らかの挑戦によって脅威を受けていることが必要である。保守するとは、単に漠然と現状を維持しようとすることではない。現状を変更しようとする企てを明確に認識し、それに対して自覚的に現状を擁護しようとするとき、初めて保守主義が成立すると考えられるのである。

バークの保守主義は、フランス革命における民衆の蜂起に安定した政治秩序に対する脅威を見出すことによって形成された。ジョン・アダムズもたしかにフランス革命のなかに秩序を破壊する危険な傾向を見出している。その限りでは、たしかにアダムズにはバークに一脈相通するものがあったと思われるのである。しかし、その危険に対処する方策において両者はけっして同じではない。バークはイギリスの伝統を強調する。すなわち、イギリスの特殊性ない

独自性に徹することによって危険を克服しようとするのである。アダムズにも同様の志向性が認められることは事実である。その初期においては、アダムズもアメリカの独自性を強調し、アメリカ革命はアメリカ的独自性の所産であると主張した。しかし、アダムズはそこに止らない。アダムズはさらに一步を進めて、アメリカ憲法の基本原理である権力と抑制均衡の原理が、単にアメリカにおいて安定した政治秩序の実現に役だっただけではなく、フランスにおいても同様の課題を解決するのに有効であるとするのである。そこには、それぞれの地域的伝統の多様性あるいは個性を積極的に認めることによって成立するパルク的保守主義とは逆に、地域的差異を超えて成立する普遍主義への傾向が顕著に認められといつてよい。

それゆえ、パルク的保守主義をもって保守主義の典型とするなら、アダムズは少なくとも典型的な保守主義とはいえないであろう。しかし、こうした普遍主義への傾斜は、リベラリズムを単一イデオロギーとして形成されたアメリカにおいて、保守主義がとりうる唯一の形態といつてよいのではなからうか。そこでは、保守主義が保守すべきものは、リベラリズムという普遍的教義以外に存在しえないからである。

おそらく、『擁護論』におけるアダムズの議論は、こうした普遍性への傾斜を最も典型的に示すものであろう。アダムズによれば、古代のローマやギリシアの社会を精細に分析するなら、それらが一者、少数、多数の三者によって構成されていたことは明らかである。まず、少数と多数との区別が生ずるのは、人間に共通な基本的条件による。すなわち、肉体労働を免れる便宜は少数の人にしか可能でないことによる。どの社会においても、一般的教養を身につけることができる紳士は、相対的に少数であつて、財産と家柄に恵まれているものに限られる。こうした少数者のなかから、ひとりの卓越した個人が「第一人者」の位置を占めるのは必然的といつてよい。残りの大多数の人々は、

一般教養や科学の知識を持たずに、各自の職業に専念する人々であり、身のまわりのわずかなものを除けば、財産もまったく持っていない人々である。⁽⁹⁾

一者、少数、多数の三者に分化することは、古代の社会だけではなく、近代の社会にも認められる現象であり、したがってヨーロッパにもアメリカにも共通に認められる傾向だとされる。⁽¹⁰⁾とくに少数の有産者と多数の無産者との間の対立は、近代社会における政治的紛争の主要な要因である。権力分割が意味を持つのは、それによってこうした対立の両当事者がそれぞれ政治的に意思を表明することが可能になるからにはかならない。まず二院制は、二様の意味においてそれを可能にする。第一に、一院制においては、貴族的少数派が立法部を完全に掌握するが、二院制においては、貴族的少数派の統制力は上院だけにとどまり、下院においては多数派の民衆が発言権を確保しうる。⁽¹¹⁾第二に、上院は平等派が富める人々から財産を収奪するのを抑止することができる。⁽¹²⁾要するに、一院制は富める少数派か貧しい多数派かいずれかが立法部を掌握して、専制的支配をしくことを防止しえないのであり、こうした危険を避けるためには、二院制を採用することが必要不可欠だとされているのである。

アダムズは、二院制のほかに、執行部首長への法案拒否権の付与を重視しているが、その理由づけもほぼ同様の論理に基づいていた。すなわち、まず第一に、執行部の首長は多数派と少数派との間の公平な調停者となることが期待される。多数派は下院に、少数派は上院に代表されると考えられるので、執行部の首長は法案に対する絶対的拒否権を持つことによって、両者の間を調停しうるとされた。⁽¹³⁾第二に、執行部の首長は民衆の保護者たりうる。少数派は第一人者としての首長に羨望の念から強く反発するので、首長は民衆の支持を求めざるをえないであろう。⁽¹⁴⁾いわば、執行部の首長は、一者、少数、多数相互間の均衡を求めようとすれば、必然的に民衆の保護者とならざるをえないの

である。アダムズはその例として、フランスにおいては貴族を屈伏させるために、君主と人民との間に同盟が結ばれたことをあげている。⁽¹⁵⁾

こうした普遍主義的な態度は、『ダヴィラ論』にも受け継がれている。『ダヴィラ論』でも、主要なテーマは貧しい多数派と富める少数派の対立であり、その対立を緩和する装置は依然として権力分立と抑制均衡の政治制度である。ただ、多数派と少数派の対立を導く論理に新たな工夫が施されているのである。ここで新たに導入されるのは、「卓越への情熱(Passion for distinction)」である。アダム・スミスの影響が強くみられるのも、この「卓越への情熱」を論じた部分にほかならない。

2

『ダヴィラ論』は、全部で三一篇のエッセイから構成されており、アダムズの著作集では一八三頁を占めるに過ぎない。書物としては小冊子に属するものといつてよいであろう。しかも、三一篇のエッセイのうち、第一四篇から第三一篇までは、ダヴィラの『フランス内乱史』からの引用と、それについての簡単なコメントとで構成されていて、アダムズ自身の独創的な見解が語られているわけではない。彼自身の考察が展開されているのは、第一篇から第三一篇までであるが、そこでも、ポープの『人間について』、エドワード・ヤングの『名声を求めて』、マンデヴィルの『蜂の寓話』などからの長文に及ぶ引用が随処にみられ、彼自身の議論はそれほど長大なものではない。アダムズの議論の主要なポイントは、「卓越への情熱」に関する考察にある。「卓越への情熱」とは、「仲間によって観察され、尊敬され、評価され、称賛され、敬愛され、賛美されたい欲求であつて、人間の心に見出される最も古くかつ最

も強烈な性向の一つである。……男、女、子ども、彼らがどこにしようと、あるいは彼らが老人であれ青年であれ、貧者であれ富者であれ、高貴なものであれ卑賤なものであれ、賢者であれ愚者であれ、無知なものであれ知識あるものであれ、すべての個人は、自分の周囲にいる人や知人たちによって、見られ、聞かれ、語られ、誉められ、敬われないとする欲求により動かされているように思われる。……こうした情念は、それが真理を求める際の公正な努力や有徳な行動で他人を陵駕しようとする欲求に過ぎない場合には、覇氣 (Emulation) と呼ばれる。それが卓越の手段として権力をめざす場合には、野心 (Ambition) にほかならぬ⁽¹⁶⁾。」

「人間性のなかに、単純な博愛心、すなわち他人の幸福を求める愛情があることは事実であるが、しかしそれだけでは利己的自愛とはつりあわない。そこで、自然は親切にもわれわれを社会のよきメンバーとするために、博愛心に名声への欲求をつけ加えたのである。……自然は賞と罰によって自己保全の法則を支持している。……同じ自然はもう一つの法則、すなわち人類の諸権利を尊重するとともにその幸福を増進する法則を課し、他の賞と罰によってそれを支持している。この場合の賞とは、現世における他人の尊敬と称賛であり、罰とは無視と侮蔑である⁽¹⁷⁾。」

このように他人の尊敬と称賛を得たいとする欲求は、社会のさまざまな局面にみる事ができる。たとえば、人々は「美貌、優雅、洗練」を求め⁽¹⁸⁾る。それは、こうした属性を持つことによって得られる喜びのためであろうか。そうではなくて、こうした属性を備えることによって他の人々の注目を集めうるからである。すぐれた家柄も同様である。

「王家の一滴の血は、……世間の注意をひきつける。……ある家族の名前は五〇〇年もの間、新聞、年鑑、記録、歴史などで人々の目にふれていたため、万人に知られ、尊敬され、喜ばれるようになった。こうした血統を継いで、こうした名前を持った子どもや若者は、彼が賢い人か愚かな人がわかる前にすでに、すべての仲間たちの耳や目をひ

きつけるのである。⁽¹⁹⁾」

人々が富を求めるのも、「富が人々の注目と尊敬と祝福を集めるからであって、富者が貧者よりも現実に多くの安楽と愉悅を有するからではない。……貧しい人々の良心は澄んでいても、彼は恥ずかしく思う。彼の性格には非のうちどころがなくても、彼は無視され軽蔑されている。彼は自分自身が他の人々の視野の外にあると感じ、闇のなかを手探りで進んでいる。人は誰も彼を認めてくれない。⁽²⁰⁾」学問の世界で学者をかりたてるものも、「義務感や真理への愛」だけではない。「もしクルソーが彼の島にアレクサンドリアの図書館を持ち、しかも二度と人間の顔をみないことが確実であるとしたら、彼は一冊の本でもひもとくであろうか。……文筆家に共通の目的と偶像は名声である。⁽²¹⁾」

真に能力を備えた人がこの世界を統治すべきだといわれるが、そうした人を発見するのはきわめて難しい。「人間のなかで名誉を求める欲求ほど普遍的なものはなく、しかも真に能力あるものはきわめて少数に限られているので、尊敬を渴望する人の数は、能力のみによってそれを求めようとすると人に比べて圧倒的に多いのである。⁽²²⁾」このように、すべての人々がひとしく「卓越への情熱」に動かされるとき、貴族Ⅱ少数派と大衆Ⅱ多数派との対立はいっそう深刻なものとなる。したがって、両者を均衡させる権力分立制の必要性もますます強くならざるをえないのである。

これが『ダヴィラ論』においてアダムズ自身が展開した議論の概要である。そこでアダムズが到達した結論は、『擁護論』における結論とそれほど変わっていない。もちろん、ここでアダムズがいかなる結論に到達するかは、われわれにとってそれほど重要なことではないであろう。むしろわれわれの関心をひくのは、結論を導くまでの論理の道

程である。この点で重要な役割を果たしているのが「卓越への情熱」であることはいままでもない。

この「卓越への情熱」という表現それ自体はアダムズの創作であろうが、この観念をもたらした発想自体は必ずしもアダムズに固有なものではない。それはすでに一七五八年に公刊されたアダム・スミスの『道徳感情論』に見出されるのである。同書のなかから、後に『ダヴィラ論』での記述のモデルになったと思われる文章を抜き出し、アダムズの書いた文章と比較してみよう。

To be observed, to be attended to, to be taken notice of with sympathy, complacency, and approbation, are all the advantages which we can propose to derive from it. (The Theory of Moral Sentiments)⁽⁸²⁾

A desire to be observed, considered, esteemed, praised, beloved, and admired by his fellows is one of the earliest as well as keenest dispositions discovered in the heart of man. (Discourses on Davila)⁽⁸³⁾

The rich man glories in his riches, because he feels that they naturally draw upon him the attention of the world, and that mankind are disposed to go along with him in all those agreeable emotions with which the advantages of his situation so readily inspire him. (The Theory of Moral Sentiments)⁽⁸⁴⁾

The answer to all these questions is, because riches attract the attention, consideration, and congratulations of mankind; it is not because the rich have really more of ease or pleasure than the poor. (Discourses on Davila)⁽⁸⁵⁾

The poor man, on the other hand, is ashamed of his poverty. He feels that it either places him out of the sight of mankind, or that, if they take any notice of him, they have, however, scarce any fellow-feeling

with the misery and distress which he suffers. (The Theory of Moral Sentiments)⁽²⁷⁾

The poor man's conscience is clear; yet he is ashamed. His character is irreproachable; yet he is neglected and despised. He feels himself out of the sight of others, groping in the dark. Mankind take no notice of him. (Discourses on Davilla)⁽²⁸⁾

両者が一字一句同じであるというのではないが、それぞれの文章の大意や用いられている語彙などの点で、両者の間に著しい類似性がみられることは否定できない。アダムズが「卓越への情熱」なる観念をスミスの『道徳感情論』からヒントを得て構成したことは明らかであると思われる。それを裏づける傍証として、さらに二つの事実を指摘しておこう。その一つは、『ダヴィラ論』の第八篇に『道徳感情論』からのかなり長い引用があり、同篇のほとんど全部を占めていることである。この引用文は、第一部三篇第二章からのもので、先に例示した文章の後に続く部分からとられている。アダムズが『道徳感情論』の、とくに第一部三篇から強い印象を受けていたことはたしかであろう。

もう一つの傍証は、アダムズが若かりし頃に書いたエッセイ『自己幻想について』(一七六三年)のなかで、すでに『道徳感情論』におけるアダム・スミスの推論を範としていたことである。⁽²⁹⁾これはアダムズが二八歳のときに書かれたエッセイであるが、彼が若いときからスミスの道徳哲学に親しんでいたことを示しているといつてよい。ちなみに、一七七七年に妻のアビゲイルにあてた書簡のなかですでに『優越への情熱』(Passion for superiority)という表現が用いられており、「卓越への情熱」という観念もかなり早い時期から育まれていたことが知られる。

周知のごとく『道徳感情論』は、市民社会を構成する人間像を明らかにしようとしたものである。市民社会において、市民は自己利益の実現のために努力する。各市民はそれぞれの私的利益の実現に向けて、自由に選択し活動するのであり、その結果市民社会には自由な競争が多様に展開されることになる。こうした自由競争は一見無秩序の外観を呈するが、しかし市民社会はけっして無秩序な社会ではない。個々の市民の利己的活動が、「神の見えざる手」に導かれて、結局市民社会の秩序を成立させるのである。ただその場合、市民はまったく無制約に利己的な行動をとるのであろうか。市民はいかなる道徳的規範も持たないのであろうか。そうではないであらう。少なくとも他人の自己利益を認めない限り、自分の自己利益を他人に認めさせることもできないはずである。市民社会においても、市民相互の関係を律する規範は、当然に存在すると考えなければならない。

こうした市民社会の道徳的規範の根拠を論じたのが『道徳感情論』である。⁽³⁰⁾ここでは、規範の成立基盤は、他人の感情に対して人々が寄せる同感(Sympathy)である。われわれは他人の喜びや悲みや怒りをその原因や根拠も含めて了解することができる。こうした同感⁽³¹⁾は相互性を持つものであるから、各個人は自分もまた他の人々に同感される対象であると考えなければならない。そこで、各個人は他の人々の同感を得られるように行動する必要がある。とくに「見知らぬ人々の集団」(An assembly of strangers)からも十分な同感を寄せられるように自分自身を律することが必要である。こうして、市民は「冷静で中立的な観察者」を意識しながら、自己抑制につとめることを求められるのである。⁽³¹⁾

アダムズが依拠している第一部三篇第二章は「野心の起源ならびに身分の区別について」と題されており、直前の第一章で「われわれが喜びに同情しようとする傾向は、悲しみに同情しようとする傾向にくらべてはるかに強力であ

る」と述べたことを受けて、⁽³²⁾「富と権力と出世とを追求する最後の目的は、……他人に同情と好意の称賛とをもって遇せられることにある」としている。⁽³³⁾ スミスによれば、「富者が自分の巨富を自慢するのは、かような巨富のために世間の人々が自然彼に注意を払う」からであり、「貧乏人が自分の貧困を恥ずかしがる（のは）、貧困のために彼が世間の人々の視野の外に置かれる」からである。⁽³⁴⁾

アダムズの議論とスミスの議論とを比較してみると、まず第一に、スミスが富と貧困の対比に考察を限定していて、それ以外ではせいぜい権力者をひきあいに出しているのに過ぎないのに対して、アダムズは「卓越への情熱」という形で、考察の対象を普遍的に拡大していることが注目される。もちろん、スミスの場合にも、他人の同感を得たという普遍的欲求が背景にあることは事実であるが、他人の注目と称賛的になりたいとする欲求と直接結びつけられているのは、富を得たいとする関心だけである。これに対して、アダムズの場合には、富を求める欲求も、学者文人の創作への意欲も、軍人の愛国心に根ざす行動も、すべて「卓越への情熱」の現われとされている。ここにも、われわれはジョン・アダムズの普遍主義的傾向を見出すことができるであろう。

第二に、こうした人間の性向からひき出される結論が、スミスとアダムズとではまったく異なっていることが指摘されなければならない。スミスによれば、「富者や権力者の抱くあらゆる情感に常にひたりたいというこの人類の性情を基礎として、身分の差別や社会の秩序が確立されるのである。……むしろ社会秩序こそはかような性向によって、最も強く支持せられている。⁽³⁵⁾」貴族はその優雅な身振りや話し方によって、民衆の称賛を獲得することができるが、卑しい身分のものがそれを真似ても人々の嘲笑を買うだけである。同感の原理によって、誰もが人から尊敬されたいと欲しているが、そのことが富者や権力者を賛美し崇拜させ、それによって身分の差異と社会の秩序とを確立さ

せることになるのである。

アダムズは「卓越への情熱」によって社会の秩序が確立されるとは考えない。むしろ、富や権力への渴望が普遍化されることによって、社会の秩序は動揺し、統治の必要性が増大すると主張する。奇妙なことにアダムズは、富者や権力者への賛美と崇拜が社会秩序を確立させるとするスミスの所論（第一部三篇第二章の後半）をほとんど原文のまま引用することに、『ダヴィラ論』第八篇のほとんど全部をあてている。ただ、アダムズがスミスの所論を引用した意図は、ヨーロッパにおける貴族や王侯がいかに不幸でみじめな存在であるかを示すことであつた。このスミスの引用文の直後に、アダムズは「自然は英雄たちの胸中にこうした情念に対するいかなる制約も設けず、世界はそれを抑制する代りに鼓舞するのであるから、抑制は当然統治の形をとらなければならない」と述べているのである。⁽³⁶⁾

では、こうしたアダムズとスミスの差異は何は由来するのか。もしもその差異が両者の直面していた社会状況の差異に対応するとすれば、それは結局平等主義的アメリカと貴族主義的イギリスとの差異に帰着するであろう。イギリスのように身分的秩序が成立しているところでは、「卓越への情熱」もむしろ既存の秩序を維持する穏やかな機能を果たすにとどまる。しかし、アメリカのようにそもそも身分的秩序が存在せず少なくとも潜在的には平等化への強い傾向がみられるところでは、「卓越への情熱」は既存の秩序を動揺させる機能を持つといわざるをえないのである。

アダムズは貴族主義者であり、人間の本質的不平等を信じていたといわれる。⁽³⁷⁾ たしかに『ダヴィラ論』のなかでも、「すべての人間は自然によって死すべき運命という平等な法則に服するし、また社会においては、彼らの統治について平等な法的権利を持っているけれども、どんな二人の間も、財産、理解力、活動力、徳性などの点で完全に平等であることはない」とされている。⁽³⁸⁾ また、『擁護論』では、適切に抑制された場合、貴族制は社会秩序を保持す

る上で積極的な役割を果しうることが強調されていた。⁽³⁹⁾

ただ、アダムズの貴族主義はあくまで平等主義的な社会を前提にした主張であった。ヨーロッパにみられるような身分的あるいは階級社会を前提にした貴族主義ではなく、平等化の進んだ社会における人々のさまざまな差異によってもたらされる自然的貴族制の主張であった。アダムズは一八一四年にテイラーに送った手紙のなかで、一〇〇人から成る民主的共和国があるとすれば、そのなかには六人の財産家、六人の雄弁家、六人の有識者、六人の雄弁と知識と財産を兼ね備えたもの、六人の術策と狡知と奸計にたけたもの、計三〇人の貴族が存在するといひ、さらに次のように述べている。

「私が用いる貴族という言葉は、彼の徳性、才能、学識、饒舌、寡黙、卒直、黙秘、容貌、容姿、雄弁、洗練、風采、態度、動作、富、出生、術策、講演、奸計、社交性、飲酒、放蕩、詐欺、偽証、暴力、裏切り、懷疑論、理神論ないし無神論、このいずれかによって社会で二票あるいはそれ以上の票を統制しあるいは支配しうる市民をさす。⁽⁴⁰⁾」

アダムズのいう貴族制は、このようにきわめて多様ではあるが些細な差異によって貴族と民衆の分化が起こるほど、平等化が進んだ社会を前提にしているといつてよいのではなからうか。「卓越への情熱」がすべての人に共有され、それが社会の秩序を解体する要因になりうるのも、平等主義社会に限られるであろう。伝統的な身分制度が厳然として存在しているなら、そもそも他人から抜きん出た存在となることは、特定の階層に属するものの特権でしかない。万人が平等な存在であるところにおいてのみ、「卓越への情熱」は普遍的な欲求となりうるのである。アダムズの政治論も、平等化を暗黙の前提としつつ、貴族制の価値を擁護しようとするものであったといふべきであろう。

- (1) John Adams, A Defence of the Constitutions of Government of the United States of America, 1786~87.
- (2) John Adams, Discourses on Davila, 1789.
- (3) George A. Peak, Jr., ed., The Political Writings of John Adams, Bobbs-Merrill, 1954, p. 175.
- (4) ジョン・アダムズの略伝(ジョージ・ケルティス・ケリー『アダムズ家の人々』(創元社、一九六四年)第三章を参照された)。
- (5) John Adams, A Dissertation on the Canon and Feudal Law, 1765.
- (6) アダムズの思想について、詳しくは、阿部・有賀・本間・五十嵐編『アメリカ独立革命』東大出版会、一九八二年、所収)を参照された)。
- (7) John Adams, Thoughts on Government, 1776.
- (8) Clinton Rossiter, Conservatism in America, Vintage Books, 1955, pp. 114-115. 邦訳『アメリカの保守主義』アメリカ研究振興会訳(有信堂、一九八四年)九八頁。
- (9) Charles Francis Adams, ed., The Works of John Adams (27卷 Works 2巻記), Charles C. Little and James Brown, 1851, Vol. VI, p. 8, p. 185.
- (10) 一八一四年四月二十五日付けのシモン・テナーあじの書簡から。Ibid., p. 464.
- (11) Works, Vol. IV, pp. 290-291.
- (12) Works, Vol. VI, p. 66, p. 89.
- (13) Ibid., p. 65.
- (14) Ibid., p. 186.
- (15) Works, Vol. V, p. 214.
- (16) Works, Vol. VI, pp. 232-233.
- (17) Ibid., p. 234.
- (18) Ibid., p. 235.
- (19) Ibid., p. 236.

- (20) Ibid., pp. 238-239.
- (21) Ibid., p. 240.
- (22) Ibid., p. 250.
- (23) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by Raphael and Macfie, Clarendon Press, 1976, p. 50.
- (24) *Works*, Vol. VI, p. 232.
- (25) A. Smith, op. cit., pp. 50-51.
- (26) *Works*, Vol. VI, p. 238.
- (27) A. Smith, op. cit., p. 51.
- (28) *Works*, Vol. VI, p. 239.
- (29) A. J. Betzinger, *A History of American Political Thought*, Harper & Row, 1972, p. 189.
- (30) 『道徳感情論』については、田中正司『「道徳感情論」の思想と経済学』（高島善哉ほか『アダム・スミスと現代』同文館、一九七七年、所収）および、船越経三『アダム・スミスの世界』（東洋経済新報社、一九七三年）を参照した。
- (31) 田中、前掲書、一一八—一九頁。
- (32) A. Smith, op. cit., p. 45. 邦訳『道徳情操論』米林富男訳（未来社、一九六九年）上、一一七頁。
- (33) Ibid., p. 50. 邦訳、前掲書、一三〇—一三二頁。
- (34) Ibid., pp. 50-51. 邦訳、前掲書、一三二頁。
- (35) Ibid., p. 52. 邦訳、前掲書、一三四—一三五頁。
- (36) *Works*, Vol. VI, pp. 262-263.
- (37) チャールズ・E・メリアム『アメリカ政治思想史』中谷義和訳（御茶の水書房、一九八二年）I、一一二—一一三頁。
- (38) *Works*, Vol. VI, pp. 285-286.
- (39) Ibid., p. 73.
- (40) 一八一四年四月一五日づけのジョン・テイラーあての書簡から。Ibid., p. 457.